

令和5年度に実施した個別指導において  
保険医療機関（歯科）に改善を求めた  
主な指摘事項

中国四国厚生局

# 目 次

## I 保険診療等に関する事項

1 診療録等	
(1) 診療録	1
(2) 歯科技工指示書	1
(3) 提供文書	2
2 基本診療料	
(1) 初・再診料	2
3 特掲診療料	
(1) 医学管理	2
(2) 在宅医療	4
(3) 検査	4
(4) 画像診断	5
(5) 投薬	5
(6) リハビリテーション	5
(7) 処置	6
(8) 手術	8
(9) 歯冠修復及び欠損補綴	9

## II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等	10
2 掲示事項	10
3 診療報酬請求	10
4 一部負担金等	11
5 その他	11

## I 保険診療等に関する事項

### 1 診療録等

#### (1) 診療録

- ① 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ② 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。
- ③ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
  - ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
- ④ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
  - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
  - イ 行を空けた記載がある。
  - ウ 療法・処置欄の1行に対し複数行の記載がある。
  - エ 判読困難な記載がある。
  - オ 根拠が不明確な訂正がある。
  - カ 二本線で抹消せず修正液による訂正がある。
- ⑤ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰について記載がない。
  - イ 主訴、口腔内所見について記載がない。
  - ウ 口腔内所見について記載がない又は不十分である。
  - エ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。
  - オ 歯科医学的に診断根拠が不明確な顎関節症の傷病名が認められる。
  - カ 傷病名を適切に整理していない。
- ⑥ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ア 症状、所見、診療方針について記載がない又は不十分である。
  - イ 治療の内容及び必要性について記載が不十分である。
  - ウ 部位、傷病名について記載がない。

#### (2) 歯科技工指示書

- ① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ア 患者の氏名
  - イ 設計

ウ 作成の方法

エ 使用材料

オ 発行の年月日

カ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する診療所の所在地

② 歯科技工指示書について、保存義務のあるその療養の給付の完結の日から3年以内に紛失している例が認められたので、適切に整理・保管すること。

③ 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作部位について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

### (3) 提供文書

歯科疾患管理料及び新製有床義歯管理料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

## 2 基本診療料

初・再診療料について、診療が継続している場合に、算定できない歯科初診療料を算定している例が認められたので改めること。

## 3 特掲診療料

### (1) 医学管理

#### ① 歯科疾患管理料

ア 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

(ア) 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

(イ) 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない又は記載が不十分である。

イ 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

(ア) 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

(イ) 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）

(ウ) 必要に応じて実施した検査結果等の要点

(エ) 治療方針の概要等

ウ 管理に係る文書の作成、提供を行っていないにもかかわらず、文書提供加算を誤って算定している例が認められたので改めること。

エ 算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載するよう改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載がない又は不十分である。

② 口腔機能管理料

管理計画に係る提供文書の写しを診療録に添付していない、算定要件を満たしていない口腔機能管理料を算定している例が認められたので改めること。

③ 歯科衛生実地指導料

ア 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の例が認められたので改めること。

(ア) 情報提供文書を作成していない。

(イ) 情報提供文書に記載すべき指導の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）、指導を行った歯科衛生士の氏名を記載していない。

(ウ) 歯科衛生士による実地指導を15分以上実施していない。

イ 診療録に記載すべき歯科衛生士に行った指示内容等の要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症状に応じて適切に記載すること。

ウ 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載が不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること

(ア) 指導等の内容

(イ) 口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）

(ウ) 指導の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）

④ 歯科治療時医療管理料

診療録に記載すべき内容について、患者の全身状態の要点が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

⑤ 診療情報提供料（I）

治療の可否に関する問い合わせ、あるいは診療内容の報告を行った場合に、算定できない診療情報提供料（I）を算定している例が認められたので改めること。

⑥ 新製有床義歯管理料

ア 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料を算定している次の例が認め

られたので改めること。

情報提供文書を作成していない。

- イ 情報提供文書に記載すべき内容について、指導内容等の要点の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## (2) 在宅医療

### ① 歯科訪問診療料

ア 診療録に記載すべき内容について、訪問先に変更が生じた場合の、変更になった訪問先名と開始年月日について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

イ 診療録に記載すべき内容について、実施時刻（開始時刻と終了時刻）の記載が誤っている例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ウ 診療報酬明細書に記載すべき内容について、歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）の記載が誤っている例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

### ② 訪問歯科衛生指導料

診療録に記載すべき内容について、歯科衛生士等に指示した内容の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## (3) 検査

### ① 電氣的根管長測定検査

電氣的根管長測定検査の算定において、根管数を誤って算定している例が認められたので改めること。

### ② 歯周病検査

#### ア 歯周基本検査

算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

(ア) 必要な検査のうち歯の動揺度を実施していない。

(イ) 必要な検査のうち歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

#### イ 歯周精密検査

算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。なお、歯周組織の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

(ア) 必要な検査のうちプロービング時の出血の有無、プラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していない。

(イ) 必要な検査のうち歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付して

いない。

(ウ) 画一的に歯周精密検査を実施している。

#### ウ 混合歯列期歯周病検査

算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。

(ア) 必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

(イ) 検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

#### ③ 顎運動関連検査

ア 残存歯の状態及び欠損補綴物の設計から判断して、必要性の認められない顎運動関連検査を実施している例が認められたので改めること。

イ 顎運動関連検査は、当該検査を実施することにより支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上のブリッジ、多数歯欠損に対する有床義歯の適切な製作が可能となる場合又は少数歯欠損において顎運動に係る検査を実施することにより適切な欠損補綴が可能となる場合に行うものであることを踏まえ、適切に実施すること。

#### (4) 画像診断

##### ① 総論的事項

歯科エックス線撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので、正確な位置づけを行うこと。

##### ② 診断料

ア 歯科エックス線撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない又は不十分である。

イ 歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

#### (5) 投薬

投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

#### (6) リハビリテーション

##### ① 歯科口腔リハビリテーション料1

ア 調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。

イ 歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している場合に、診療録に記載すべき調整部位又は指導内容等の要点について、記載の不十分

な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② マイオモニターの使用

マイオモニターを用いた顎関節疾患の治療の内容（実施時刻（開始時刻及び終了時刻）、治療内容）を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていないマイオモニターの使用に係る費用を算定している例が認められたので改めること。

(7) 処置

① う蝕処置

ア 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。

イ 軟化象牙質の除去又は留意事項通知に示すいずれの暫間充填にも該当していない場合に、算定できないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。

② 咬合調整

歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所等を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない咬合調整を算定している例が認められたので改めること。

③ 象牙質レジンコーティング

算定要件を満たしていない象牙質レジンコーティングを算定している次の例が認められたので改めること。

歯科用シーリング・コーティング材に該当する材料を使用していない。

④ 感染根幹処置

抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等ではない場合に算定している例が認められたので改めること。

⑤ 根管充填

加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

⑥ 加圧根管充填処置

算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 緊密な根管充填を行っていない。

イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。

ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。

⑦ 歯周病処置



- ア 歯周病処置時の歯周ポケット内への薬剤注入において、特定薬剤として承認された用法以外の方法で使用している不適切な例が認められたので改めること。
  - イ 特定薬剤の使用に当たって、使用後の残薬を保存して複数日にわたって同一患者に使用している不適切な例が認められたので改めること。
- ⑧ 歯周基本治療
- ア 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
  - イ 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」(令和2年3月 日本歯科医学会)を参考に適切な治療を行うこと。
  - ウ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。
  - エ 歯周病検査の結果に基づいて行っておらず、算定要件を満たしていない歯周基本治療【スケーリング・ルートプレーニング】を算定している例が認められたので改めること。
- ⑨ 歯周病安定期治療
- ア 4ミリメートル以上の歯周ポケットを有するものに該当していない場合に、算定できない歯周病安定期治療を算定している例が認められたので改めること。
  - イ 歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合に実施する理由及び全身状態等を診療録に記載していない又は記載の不十分な例が認められたので改めること。
  - ウ 管理計画書に記載すべき内容について、歯周病安定期治療の治療方針の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ⑩ 歯周病重症化予防治療
- ア 管理計画書に記載すべき内容について、歯周病重症化予防治療の治療方針の記載が不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
  - イ 歯周ポケットが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない場合に、算定できない歯周病重症化予防治療を算定している例が認められたので改めること。
- ⑪ 口腔内装置
- ア 顎関節症に対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見、診断等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
  - イ 用途が不明確な口腔内装置を算定している例が認められたので改めること。

⑫ 歯周治療用装置

重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周病の患者、治療中の咀嚼機能の回復及び残存歯への咬合の負担の軽減等を目的とするために装着する冠形態に該当していない場合に、歯周治療用装置を算定している例が認められたので改めること。

⑬ 歯冠修復物又は補綴物の除去（著しく困難なもの）

メタルコアであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

⑭ 有床義歯床下粘膜調整処置

旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外に、算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。

⑮ フッ化物歯面塗布処置

使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

(8) 手術

① 総論的事項

手術を実施した際には、診療録に実施した手術の内容を個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 抜歯手術

ア 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

イ 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している例が認められたので改めること。

ウ 下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術の注3に係る加算を算定している例が認められたので改めること。

③ 口腔内消炎手術

診療録に記載すべき内容について、手術内容の要点の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

④ 下顎隆起形成術

算定要件を満たしていない下顎隆起形成術を算定している次の例が認められたので改めること。

義歯の装着、咀嚼又は発音に際して下顎隆起が著しい障害となるような場合

に該当しない。

⑤ 口腔内軟組織遺物（人工物）除去術（歯の破折片の除去）

歯の破折片の除去の手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(9) 歯冠修復及び欠損補綴

① 総論的事項

保険診療として認められない患者から除去した金属を再利用した金属製技工物（冠、ブリッジ、铸造鉤）を製作し、保険診療として所定点数を算定している不適切な例が認められたので改めること。

② 補綴時診断料

診療録に記載すべき内容について、欠損部の状態又は欠損補綴物の名称及び設計等の要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

③ 歯冠形成

CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)の材料の名称およびロット番号等を記載した文書（シール等）が適切に保存・管理されていないため、使用患者、使用部位及び使用日がわかるよう適切に保存・管理すること。

④ 歯冠修復

小白歯に全部金属冠を装着したにもかかわらず、誤って大白歯の保険医療材料料を算定している例が認められたので改めること。

⑤ 有床義歯

ア 残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆を行うこと。

イ 即時義歯に対して、算定できない仮床試適を算定している例が認められたので改めること。

ウ 铸造鉤の種類について、双子鉤と二腕鉤を誤って算定している例が認められたので改めること。

エ 铸造鉤の個数について誤って算定している例が認められたので、改めること。

オ 線鉤の個数について、誤って算定している例が認められたので改めること。

⑥ 有床義歯修理

ア 修理内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。

イ 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ウ 有床義歯修理について、人工歯を誤って請求していた例が認められたので改めること。

エ 有床義歯修理に際して、誤って鉤を算定している例が認められたので改めること。

⑦ 有床義歯内面適合法

有床義歯内面適合法（有床義歯床裏装）の実施内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## II 診療報酬の請求等に関する事項

### 1 届出事項、報告事項等

(1) 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに中国四国厚生局あて届け出ること。

- ① 標榜診療科目の変更
- ② 保険医の勤務形態の変更
- ③ 保険医の異動

(2) 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、報告をしていなかったため速やかに中国四国厚生局長あて報告すること。

- ① 金属床による総義歯に係る金属の種類、費用
- ② う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用、小児裂溝填塞の費用

### 2 掲示事項

保険医療機関の掲示事項に不備が認められたため、速やかに適切な掲示をすること。

- ① 明細書の発行に関する事項の掲示をしていない。
- ② 次の施設基準に係る事項の掲示をしていない。
  - ア 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
  - イ 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
  - ウ クラウン・ブリッジ維持管理料

### 3 診療報酬請求

#### 総論的事項

診療録と診療報酬明細書において、診療内容、傷病名について一致していない例が認められたため、保険医療機関、保険医により十分に照合、確認を行い適切に記載すること。

#### 4 一部負担金等

##### (1) 一部負担金

- ① 診療報酬明細書の作成、確認時に算定内容を修正した際に、一部負担金に過不足が生じた場合は、患者に適切に追徴や返金等の対応をすること。
- ② 日計表についてOA機器等により管理していることから、一部負担金の徴収状況を定期的に確認するなどにより適切に管理すること。

##### (2) 領収証・明細書

- ① 領収証について、個別の費用ごとに区分した領収証を発行していない例が認められたので適切に交付すること。
- ② 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付すること。

#### 5 その他

- (1) 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適切な保険診療に努めること。
- (2) 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めるとともに、適正な保険診療に努めること。